

旭川医科大学病院診療情報管理委員会細則の一部を改正する細則を次のように定める。

(令和6年11月13日病院長裁定)

旭川医科大学病院診療情報管理委員会細則の一部を改正する細則

旭川医科大学病院診療情報管理委員会細則（平成16年12月8日病院長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この細則は、<u>旭川医科大学病院診療情報管理規程（平成16年旭医大達第203号）第12条第2項</u>の規定に基づき、旭川医科大学病院診療情報管理委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この細則は、令和6年11月13日から施行する。</u></p> <p>【改正理由】</p> <p>旭川医科大学病院診療情報管理規程が改正されることに伴い、所要の改正を行うものである。</p>	<p>(略)</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この細則は、<u>旭川医科大学病院診療情報管理規程（平成16年旭医大達第203号）第11条第2項</u>の規定に基づき、旭川医科大学病院診療情報管理委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>